

# 青森県報

第三千七百七十一号

平成二十五年  
十一月十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……二

### 公 告

歯科技工士国家試験の施行……………(医療業務課) ……三

### 雑 報

平成二十五年青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第一号)の要領……………(新産業都市建設事業団) ……三

## 告 示

青森県告示第八百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
あじがさわくりニック ハッピー調剤薬局鰹ヶ沢店	西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の三 西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の二	平成二五・二・一
		"

青森県告示第八百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業者	事業所	指定年月日
医療法人メデイカルフロンティア	八戸市大字八幡字下樋田一	訪問看護ステーションやわた	平成二五・一・一
		八戸市大字田面木一三の六共栄ハイツ	

青森県告示第八百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法

第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	船場 雅彰	住所	八戸市小中野八丁目六の二	廃止年月日	平成二十五年十一月十八日
----	-------	----	--------------	-------	--------------

青森県告示第八百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	あじがさわクリニック ハッピー調剤薬局鰹ヶ沢店	所在地又は住所	西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の三 西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の二	指定年月日	平成二十五年十一月十八日
--------	----------------------------	---------	--	-------	--------------

青森県告示第八百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	医療法人メデイカルフロンティア	主たる事務所の所在地	八戸市大字八幡字下樋田一の四	事業名称	訪問看護ステーションやわた	所在地	八戸市大字田面木一三の六共栄ハイツビル一号	指定年月日	平成二十五年十一月十八日
------	-----------------	------------	----------------	------	---------------	-----	-----------------------	-------	--------------

青森県告示第八百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施設者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	船場 雅彰	住所	八戸市小中野八丁目六の二	廃止年月日	平成二十五年十一月十八日
----	-------	----	--------------	-------	--------------

公 告

歯科技工士国家試験の施行

平成二十六年歯科技工士国家試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十五年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十六年二月十九日（水）

実地試験 平成二十六年二月二十日（木）

2 場所

青森市大字三内字稲元一二二の二

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十六年一月六日（月）から同月十五日（水）まで。ただし、郵送による場合は同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

雑 報

青森県事業団公告第七号

平成二十五年十月青森県新産業都市建設事業団理事会臨時会の議を経た平成二十五

年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第一号）の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十八日

青森県新産業都市建設事業団  
理事長 三 村 申 吾

平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条本文括弧中「190,000千円」を「88,151千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	0千円	1,849千円	1,849千円
第1項 助 成 金	0千円	1,849千円	1,849千円
支 出			
第1款 資本的支出	190,000千円	100,000千円	90,000千円
第1項 用地造成事業費	190,000千円	100,000千円	90,000千円

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭